

福祉国家の変容と子どもの貧困：労働のフレキシビリティとケア

原, 伸子 / Hara, Nobuko

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

649

(開始ページ / Start Page)

30

(終了ページ / End Page)

46

(発行年 / Year)

2012-11-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008930>

福祉国家の変容と子どもの貧困

——労働のフレキシビリティとケア

原 伸子

はじめに——福祉国家・ジェンダー・子ども

1 「福祉の契約主義」——「ワークフェア」と「社会的投資アプローチ」

2 労働のフレキシビリティとケア

おわりに

はじめに——福祉国家・ジェンダー・子ども

従来、福祉国家は公私二分法のもとで、子どもの福祉を家族という私的領域の問題と位置づけ、家族への介入を避けてきた。しかし、1980年代以降、家族の多様化や労働市場の規制緩和を背景にして、「新しい社会的リスク」（Taylor-Gooby 2004）と呼ばれる現象が生じた。それは、ケアの主たる担い手である女性が労働市場に進出することによって仕事と家庭生活の両立が困難になるとともに、社会的ケアの不足が生じること、人口の高齢化によって年金制度や医療などの社会保障の機能不全が生じること、さらに教育状況や労働市場の地位に結び付いた社会的排除が生じることなどである。その結果、1980年代の終わりから1990年代にかけて、家族政策はしだいに主流の位置をしめるようになり、子どもの貧困に対する取り組み、若者や長期失業者そして一人親の女性に対するワークフェア政策、さらに養育費徴収制度などの政策や制度が相次いで取り上げられるようになった。けれども、その特徴は、家族の多様化や労働市場の分断化そして社会保障政策を説明する論理として、自律的個人による「契約」や「選択」という概念が、レトリックにおいても、また実践においても、ますます自由に使用されるようになったことである。すなわち福祉国家の変容とは、「福祉の契約主義」化である（Gerhard, Knijn and Lewis 2002：106, White 2003, 原 2008）。本稿で主たる考察対象とするイギリスを見るならば、1980年代から1990年代前半の保守党政権下においても、1990年代後半以降の労働党（ニューレーバー）政権下においても、その基本的思想は「福祉の契約主義」であったと言えよう。両者は政治的に異なる文脈においてではあるが、1970年代までの「社会契約」とは異なって、国家と市民との関係ではなくて、国家と個人としての市民との関係を論じることになる。

例えば、ニューレーバーにおいては、1997年に労働党が18年ぶりに政権をとって以降、「第三

の道」の社会的投資アプローチによって、子どもの貧困問題は政治的に最も重要な課題となった。トニー・ブレアは選挙で勝利した直後のPeckamにおける演説で、「忘れられた地区と、忘れられた人々を失くす（no forgotten people and no no-hope areas）」として、子どもの貧困対策への強い決意を示した。そして、*Opportunity for All*（1999）の中で、2020年までに子どもの貧困を撲滅し、中期目標としては2010年までに半減するとした⁽¹⁾。それは、子どもの貧困に対して、私的責任とともに公的責任を明確に認めたということ、また子どもの貧困対策と排除されたコミュニティに大規模な投資を行なったということにおいて、過去20年間の家族に対する私的責任論と比較して、画期的であった⁽²⁾。しかし、その基本的思想は、「契約によって貧困から脱する（contract out of poverty）」（Stewart 2009a：64）というものであった。

すなわち社会的投資アプローチにもとづいて、一方では、将来の大人であり市民である子どもへの人的投資と排除されたコミュニティへの投資が主要な対象とされるとともに、他方では、「福祉から就労へ（welfare to work）」というワークフェア政策のもとで、子ども達の母親、とくに一人親の女性たちは、福祉給付と労働「機会」の提供に対して、労働市場への参加を「義務」づけられることになった⁽³⁾。両者は、「効率性と公正の新たな同盟」（ギデンズ 1998）の2つの柱である。さらにわれわれにとって重要であると思われるのは、このような方向性、すなわち「平等と効率の福祉革命」（エスピン＝アンデルセン 2011）という考え方は現在もなお、福祉国家論の主流をなしていることである。「投資」とは収益を伴う概念であり、それゆえ社会的投資アプローチには費用対効果の視点が導入される。

本稿の課題は以上に見られるような福祉国家の変容が子どもの生活と貧困に対して、どのようなインプリケーションを持っているのかについて考察することである。ここで筆者の問題意識をさらに述べれば、以下のとおりである。

第一は、社会的投資アプローチがもたらした相対的貧困率の減少と所得格差の拡大の意味について。社会的投資アプローチはまず、一人親の女性たちを労働市場に「包摂」することによって一定の所得を保障するとともに、所得控除（就労タックス・クレジットと児童タックス・クレジット）を与えることによって、貧困家庭の所得を一定程度、増大させることに成功した。その結果、子どもの貧困率（相対的貧困率、住宅費控除前）は、1996/97年と2006/7年を比較すると、16%の低下である。また貧困の持続期間は、例えば過去4年間のうち3年間、相対的貧困線以下で過ごした子どもの割合は、1994/97年における17%から2002/05年における11%へ減少した。政府の公約には届かない値だが（目標は、相対的貧困率の25%減少）、数字上は着実な成果をあげたと

(1) トニー・ブレアは、1997年の選挙に勝利したあと直ぐに、Peckamに赴いてスピーチを行った。そこは、1967年から77年にかけてサウス・ロンドンのスラムの人々を救済する目的で28.5ヘクタールに及ぶ広大な場所につくられたコンクリートの巨大な住宅群である。この地区では半数の住人が住宅給付を受け取り、5世帯のうち1世帯は職についておらず、人口密集度は平均の3倍である。Peckamはニューレーバーの福祉改革の象徴であった。Stewart（2009b）および、原（2012）参照。

(2) Listner（2006）参照。Listnerは、社会的投資アプローチには、子どもの視点がないと述べる。

(3) ニューレーバーによる、社会民主主義の立場は、労働「機会」の提供と、労働する「義務」、そしてそれを可能にする空間としてのコミュニティの存在である。（原 2012：66）参照。

いえよう。しかしその一方、新たな問題を生じさせた。それは、所得格差の拡大である。所得の不平等は1996/97年以降、一時下落したとはいえ、2004/05年には上昇し始めており、2006/07年は1996/97年レベルに戻っている（Stewart 2009b: 428）。一方における相対的貧困率の減少と、他方における所得格差の拡大の意味するところは何か。すなわち、一人親の母親たちは、子どもの貧困対策のもとで、労働市場に「包摂」されたけれども、そこで経験する非正規労働と低賃金によって労働市場のマージナルな位置に身をおくことになっているのではないか⁽⁴⁾。例えば、ニューレーバーは貧困対策として、1997年に「社会的排除防止局（SEU, Social Exclusion Unit）」を設けたのであるが、それに対して、54人からなる社会科学の教授たちが、1997年、*Financial Times*への手紙の中で、SEUの設立を「歓迎」するとともに、一方で、「所得の再分配」への取り組みがないと批判した。それがなければ、ニューレーバーの貧困政策は「後ろ手に縛られた」状態のままであるというのである（Hills, Sefton, and Stewart 2009: 9）。

第二に、本稿で注目するのは、ケアの時間の不足とケアの質の低下によって引き起こされる子どもの貧困である。これは、社会的投資アプローチによる子どもの貧困対策が、その母親の就労に直接結びつけられていることによる。つまり、働く母親たちは、一方で「ワーク・ライフ・バランス」政策の「多様な働き方」、すなわち労働のフレキシビリティによって、長時間労働や残業を含む不規則な生活状態に直面している。その結果、仕事と家族生活の境目は曖昧になっている。非正規労働の増大は雇用の場における労働の「フレキシビリティ（flexibility）」を労働の「一時性（temporality）」（Rubery *et al.* 2005）とも呼べる状況に変える勢いである。仕事を支配する生産性と効率性の論理は家族生活に侵入し、家族生活とケアの「テイラー主義化」（ホックシールド 2012）を生みだしている⁽⁵⁾。そして他方では、母親達は「公私のパートナーシップ」のもとで制度化された保育に対する「支払い」を求められている。イギリスにおける2007年度の調査によれば、働く女性達の5人に1人は保育の支払いに困る状態である（Stewart 2009a: 63）。低所得とともにケアの時間の不足とケアの質の低下は、子どもの貧困を意味する。

第三に、このような子どもの貧困がジェンダーの問題と二重に関わっていることである。一つは、社会的投資アプローチによって労働市場に「包摂」された女性の雇用が、労働市場におけるジェンダー格差（男女賃金格差や、雇用における差別など）に結び付いた場合には、所得格差を拡大するという。もう一つは、家庭生活におけるケア労働は市場労働とは異なって、生産性や効率性の論理では測れないということである。現在もなお、家庭における無償のケア労働の多くが女性に担われている現実に対して、ケアにおける公的責任とジェンダー平等の視点が求められる。

本稿の構成は以下のとおりである。「1」ではまず1980年代以降の福祉国家の変容を規定する「福祉の契約主義」の思想を検討する。ここでは、アメリカの「ニューライト」における「福祉から就労へ（welfare to work）」、すなわちワークフェアとイギリスの「第三の道」における社会的投資アプローチをとりあげる。周知のように、前者はアメリカ新保守主義の政策指針であり、後者は

(4) 貧困と不平等との関係について、労働党のエドワード・ミリバンドは、不平等よりも、貧困者の救済が政治的にも経済的にも、より重要だと述べている。Milliband (2005) 参照。

(5) 仕事と家庭生活の時間、そして働く母親と子どもの問題をめぐっては、ホックシールド (2012)、ポーコック (2011) が興味深い。

新たな福祉国家構想を唱えるイギリス、ニューレーバーの政策指針である。したがって両者は、政治的に異なる文脈に置かれている。しかし、一人親の女性とその子どもの貧困問題を政策の中心におき、ワークフェアによる雇用を通じた社会的統合を政治目標とした点において共通性をもっている。このような共通性を確認しておくことは、「福祉の契約主義」の思想的源流を探る上で重要であろう。さらに前者のワークフェア、つまり「福祉から就労へ（welfare to work）」という思想は、後者の社会的投資アプローチとともに、「第三の道」における社会的投資国家の論理の基軸となっていく。つづく「2」では、社会的投資アプローチによって労働市場に「包摂」された多くの一人親の母親たちが、労働市場と労働のフレキシビリティ、すなわち非正規労働と不安定な仕事時間の中で、「タイム・バインド（時間の板挟み状態）」（ホックシールド 2012）に陥っていることを取り上げる。それは、ケア時間の不足とケアの質の低下をもたらすことによって、新たな子どもの貧困を生みだしている。

それでは以下、考察に移ることにしよう。

1 「福祉の契約主義」——「ワークフェア」と「社会的投資アプローチ」

本節では、「福祉の契約主義」の二つの思想的背景として、1980年代アメリカにおける「ニューライト」と1990年代後半以降のイギリス、ニューレーバーの「第三の道」をとりあげる。前者は、黒人で十代の女性とその非嫡出子を「アンダークラス」とよび、そこにおける貧困や暴力、麻薬などの問題を福祉国家が生みだした道徳的退廃ととらえるのに対して、後者は「ベバリッジ報告」に見られる伝統的な福祉国家に替わる「社会的投資国家」（「第三の道」）の道を指向する。このように「ニューライト」と「第三の道」は政治的理念を異にしている。それにもかかわらず、両者ともに、政治的課題の焦点をひとしく、一人親の女性とその子どもの貧困においている。もちろん、ニューレーバーは、ケインズによる完全雇用の理念を、全ての者に対する労働「機会」の提供（Brown 1994）に置きかえて、伝統的な福祉国家を発展させる、としている。けれども、ニューレーバーの政策は、次第に、「契約」主義的色彩を強めていく。そして、ワークフェア政策のもとで、労働市場への参加による雇用を通じた社会統合を促進し、さらにそれが道徳的統合をとまなうとする。このようなコンテキストにおいて、両者は、1980年代以降の福祉国家の変容を表す二つの思想的源流であると考えられるのである。

（1）アメリカ「ニューライト」と「福祉から就労へ（welfare to work）」

チャールズ・マレー（Murray 1984）はリバタリアンとして知られているのであるが、衝撃的で論争的なその著書、*Losing Ground*, 1984.の中で、戦後のアメリカの政治変遷を振り返って、1960年代の政治変化が、福祉に依存する「無責任」な行動と、それゆえ「アンダークラス」を生み出したと述べた。「アンダークラス」とは単なる貧困ではなく、「貧困のタイプ」を意味するものとされる。マレーが念頭に置いているのは、主として十代で、黒人で、妊娠した女性とその子供たち（非嫡出子）を意味するものである。マレーは、一人親の女性たちを「ウェルフェアマザー」、その家族を「アンダークラス」と呼んだ。軽蔑的な意味合いが込められた「ウェルフェアマザー」や「ア

ンダークラス」という名称が定着するのも、このころからである。マレーによれば、彼女らは一方で、貧困であるという理由で福祉の恩恵に浴しながらも、他方で、子どもを健全な「市民」に育てる能力に欠けており、さらにその子どもたちは怠惰、麻薬、暴力の温床になるというのだ。そして以下のように述べた。

「なぜわれわれは（ウェルフェア 訳者挿入）マザーを制度の例外扱いにしなければならないのか。福祉国家の制度はすべての国民にひとしく適用されなければならないのに。」
(Murray 1984 : 231)

マレーは、1989年と1993年に、*Sunday Times*の招きでイギリスに滞在して「アンダークラス」の調査を行い、『イギリスにおける勃興しつつあるアンダークラス』（1989）と『アンダークラス：危機の深化』（1994）という報告書を作成した。（両者はともに、*Charles Murray and the Underclass: The Developing Debate*, The Health and Welfare Unit, *Choice in Welfare* No. 33, IEA 1996に収録されている）。マレーは、1989年の調査報告書の中で、イギリスにおいても、若者の間に、通常の「貧困」とは「異なる貧困」すなわち「アンダークラス」が存在すると述べていたのであるが（*ibid.*: 26）、1993年にはさらに、その「深化」とともにイギリス福祉国家の在り方について次のように述べている。

「社会契約が受け入れられる限り、揺りかごから墓場まで、すべての人々を保護する社会的セーフティネットは可能であろう。政府は、あなたがた個々の市民が、自らの自発的行為の帰結に責任を持つ限り、生涯にわたって保護を提供できる。妊娠すること、子どもを持つことは、現在では、自発的行為なのだ。……福祉国家には、もうそのような保護は受け入れがたい。……福祉国家に必要なのは、女性たちに対して、夫を見つけられないのなら積極的に妊娠を避けるように、また子どもを生んだのなら相手の男性に結婚を求めるように要求することである。」（*ibid.* :126-7）

以上に見られるように、マレーは、社会的保護を強く否定するラディカルな福祉国家批判を行うのであるが、一方、ローレンス・ミードもまた、福祉の受給者はその見返りに、市民として支払い労働につく義務があり、国家にはそれを「パターナリスティック」に強制する「道徳的権威」と主張した（Mead 1997 : 39, Hobson, Lewis and Siim 2002 : 123）。

ミードはさらに、アメリカにおけるクリントン政権下、1996年の福祉改革以後の政治を振り返って次のように述べている。

「福祉改革はアメリカにおけるシチズンシップの意味と民主主義を変えた。成人の福祉受給者に労働を強制するという改革によって、シチズンシップには権利と義務が伴うことを生き生きと示した。……私が言いたいのは、労働を要求することは、貧困者に対する政府の援助を小さくする傾向があるのだが、それだけではない。それはまた、左翼にたいしても政治的

な影響を引き起こすことになったのである。」（Mead and Beem（eds.）2005：172）

ミードはこうして、平等な「シチズンシップ」を雇用と結びつけることによって、「社会的統合」の道筋を描いた。実際、ニューライトは、1980年代のレーガン政権、ブッシュ政権の思想的基盤であったが、それが明確な福祉改革に結びついたのは、民主党クリントン政権のもとであった。クリントンは1992年に大統領に選出されるにあたって「われわれの知っている福祉はやめよう（end welfare as we know it）」と宣言した。そして、その4年後に約束どおり「個人責任および就労機会調整法」（PRWORA: Personal Responsibility and Work Opportunity Act）」を制定した。このPRWORAによって、アメリカでは史上はじめて貧困状態に陥ることに対して時間制限が導入された。1935年以来の「要扶養児童世帯扶助」（ADC: Aid to Dependent Children, のちにAFDC: Aid to Families with Dependent Children）は「貧困世帯一時扶助」（TANF: Temporary Assistance to Needy Families）に変わり、支給年限は5年間、継続受給は2年間という規定が導入されたのである。（江沢 2012；原 2012：65）。このように、マレーやミードは、国家のパターナリスティックな「労働」の強制による、社会の道徳的統合を主張したのであるが、そこで提起された「契約」の思想とワークフェアは、1990年代後半から、ヨーロッパ各国の社会民主主義において推進される「福祉から就労へ（welfare to work）」の思想的基盤になったと考えられる。

マーガレット・ジョーンズとロドニー・ローは、1948年から98年までのイギリスの戦後福祉国家の50年の歩みと、その思想的変遷を概観して、1980年代のイギリスの思想と政治に最も大きな影響を与えたアメリカの思想家として、マレーをあげるとともに、彼が主張した「市民社会の復興（restoration of 'civic' society）」という考え方はニューレーバーに、また未婚の母を福祉改革のターゲットにすることに關してはメジャー政権にそれぞれ大きな影響を与えることになったと述べている（Jones and Lowe 2002: 32）⁽⁶⁾。

（2）イギリス労働党、「第三の道」と社会的投資アプローチ⁽⁷⁾

以上に見られるように、アメリカの「ニューライト」はワークフェアの思想にもとづいて、福祉受給者にパターナリスティックに労働を強制することによって、道徳的な社会統合を目指すものであった。この思想は、1980年代から90年代にかけて、イギリス保守党だけではなく、1997年以降のニューレーバーにも引き継がれることになる。ただし、後者の特徴は、ワークフェアと社会的投資アプローチを接合したところにあると考えられる。それでは、以下、社会的投資アプローチの思想について見ることにしよう。

① 社会的投資アプローチと「資産の平等主義」

まず、「第三の道」における「福祉の契約主義」は次のように説明される。それは政府による労働「機会（opportunity）」の提供と、それに対する市民の労働「責任（responsibility）」との関係で

(6) 労働党のフランク・フィールドは、マレーの影響を受けて、すでに1989年に、*Losing out: the Emergence of Britain's Underclass*を刊行している。

(7) 本節の叙述は、原（2012）の第2章Ⅱを加筆・修正したものである。

あり、それが「福祉から就労へ (welfare to work)」の基本論理となっている。以下のブレアの文章は、アーノルド・グッドマン慈善協会における講演の一部であるが、「福祉の契約主義」の考え方を簡潔に表現している。

「現代のシティズンシップの考え方は権利を与えるが義務を要求する。敬意を示すが見返りを要求する。機会 (opportunity) を与えるが責任 (responsibility) を求める……これらがすべて一緒になってコミュニティについての現在の見方を再構成する考え方を形づくることになる。そこでは相互依存と独立の双方が認められるし、強力で団結力のある社会の存在は個人の向上心の達成や進歩にとって本質的である」(Blair 1996: 218, 220)。

一方、「第三の道」には分配の正義という意味での明確な「平等」概念は存在しない。それにかわるものとして、「資産ベースの平等主義」という独自の考え方が、社会的排除と包摂に関する政策の中で展開されることになる (White 2004: 30)。さらにその「平等主義」は、「社会的投資国家」(ギデンズ 1998) という考え方に基いている。ギデンズは言う。「私たちは、福祉国家のかわりに、ポジティブ・ウェルフェア社会という文脈の中で機能する社会的投資国家 (social investment state) を構想しなければならない」(ギデンズ 1998: 196-7)。

ここで言われる「資産ベースの平等主義」の論理は以下のとおりである。まず国家による福祉の供給は単に不利な状況を軽減すること求められるのではなくて、人々が不利な状況に陥ることを避けることができるような資産形成に向けられるべきである (White 2004: 30)。ここで、二つの主要なターゲットが選ばれる。一つは、将来の労働者、市民である子どもへの人的投資。もう一つは、排除されたコミュニティへの投資である。すなわち将来の良質な教育を受けた労働力はポスト工業社会の知識経済にとって本質的であるとともに、所得の平等に資することになる。子どもへの投資は「社会的投資戦略の中心」(Lister 2006: 53) となる。具体的政策としては、「チャイルド・トラスト・ファンド (Child Trust Fund)」や「シュア・スタート・プログラム (Sure Start Program)」などがあげられる。しかし現実には、それらの政策は、「選択」と「競争」の導入によって、市場の「効率性」を利用するという形をとる。そのような方向性を明確に表しているのが、2005年のブレアの *Queen's Speech* である。そこでブレアは、ニューレーバーにとって極めて本質的な事柄は、「社会的繁栄が社会的正義に結び付いている」という主張の下で、積極的に「公私のパートナーシップ」を採用し、NHS (National Health Service)、学校、福祉改革全般に「多様な供給」主体を導入すると述べる (Stewart, Sefton, and Hills 2009: 13)。その結果、前述のように2007年の調査によれば、働く母親の5人に1人が市場化された保育の支払いに困難を感じているとされている (Stewart 2009a: 63)。

② 社会的排除と包摂

以上見られるように、「資産ベースの平等主義」は「第三の道」の二つの考え方に基いている。一つは社会的排除と包摂論である。社会的排除という概念は、1974年、フランスの社会政策において初めて使用されたのであるが、そこでは現在の使用のされ方と異なる意味合いを持っていた。すなわちそれは「ひとり親、障がい者、病弱な高齢者、虐待を受けている子どもたち、麻薬常習者、

多くの問題を抱えた家庭など」,「社会保護システム」(社会保障制度と同義)によって包摂できない多数の社会集団を指していた(Daly and Saraseno 2002: 85)。その後, 80年代に大量の失業者の存在のもとで社会的排除は, 労働市場への参加の失敗によって「社会的ネットワークから切り離された」人々をさすことになる。そこには「イデオロギー上の変化」がある(*ibid.*)。事実, EUでは1989年に「労働者の基本的権利のためのコミュニティ・チャーター」が宣言され, 1990年には「社会的排除への取り組みにむけての監視」が開始される。「第三の道」における社会的排除と包摂という言葉もこのような文脈に位置づけられる。

したがってまず, 社会的包摂はワークフェア政策のもとで労働責任をとおして社会へ参加することを要求する。しかしそれは同時に, 子どもへの社会的コントロールと親の行動への規制を強化するという, 顕著に「権威主義」的な性格を備えている(*ibid.*)。例えば1998年の「犯罪と騒乱に関する法律(The Crime and Disorder Act)」や2003年の「反社会的行動に関する法律(Anti Social Behaviour Act)」では, 子どもに対する親の監督, 子どもの夜間外出禁止や反社会的行動などが規定されている。その規定によれば, 例えば子どものずる休みが続く場合には親は罰金を科せられたり, 投獄されうる場合もあるという(*ibid.*)。市民による自由に関する監視団体である「リパティ」は1997年以降, 16歳以下の子どもの権利が浸食されつつあると述べている(*ibid.*)。

以上見られるように, 社会的投資アプローチは, ワークフェア政策と連携することによって, 一人親の女性たちを労働市場に「包摂」した。しかし, それは以下で述べるように, 「ワーク・ライフ・バランス」政策における「労働のフレキシビリティ」, すなわちパート労働などの非正規労働としての雇用を通してである。次節では, その「包摂」の経緯と, それが子どもの生活に与える影響について見ることにしよう。

2 労働のフレキシビリティとケア

労働のフレキシビリティは, 「ワーク・ライフ・バランス」政策における「多様な働き方」の重要な概念として位置づけられている。しかし, それは, 以下で考察するように両義性をもっている。本節では, まず, 労働のフレキシビリティ概念の登場とその意義について考察し, その後, それが働く女性とその子どもたちの生活に与える影響を検討する。

(1) 「ワーク・ライフ・バランス」と労働のフレキシビリティ

まず, EUにおいて, 「労働のフレキシビリティ」という雇用政策が登場した経緯を概観する。われわれはそこに, 「労働のフレキシビリティ」概念が本来, 両義性をもっていることを読み取ることができる。

EUでは, ローマ条第119条(現141条)において「男女同一賃金原則」が規定されて以来, 数々の行動計画が策定されてきた。しかし「ワーク・ライフ・バランス」政策というかたちで法的整備が行われるのは1980年代終わりから90年代にかけてである。そこでは, 当初, ジェンダー平等という観点から仕事と家族生活の調和が目指されていた。例えば1995年の「親休暇および家族的理由による休暇に関する指令」, 「育児に関する勧告」においては, 育児休暇が「譲渡できない権利」

と規定されており休暇は家族単位ではなく男女各労働者に与えられるべきであるとされた。また育児に関する勧告の中で男女間の平等な育児の達成と、男性の育児参加促進措置への言及が見られる⁽⁸⁾。

しかし他方、2001年の「パートタイム労働指令」の「柔軟な働き方」は両義的であり、労働のフレキシビリティの二つの性格を表している。一つは、労働者が仕事と家庭生活を両立するために必要な労働のフレキシビリティであり、「育児休暇」や「出産休暇」などからなる。もう一つは、グローバルな競争と結びついた、効率性を高めるための労働のフレキシビリティである。それは、1980年代後半から始まる労働市場の規制緩和のもとで増大しつつあるパートや派遣などの非正規労働を指す。「労働のフレキシビリティ」という同じ言葉で表されているが、前者は、ジェンダー平等を通じた仕事と家庭生活の調和という社会政策の目的をあらわすフレキシビリティであり、後者は、経済効率性の追求のためのフレキシビリティである。こうして「ワーク・ライフ・バランス」政策は本来、両義的性格をもつことになる。そして現実には、ジェンダー平等の視点が、しだいに雇用政策と経済効率性の論理に取り込まれていくことになる。

この過程は、1997年のアムステルダム条約で取り上げられたEUのフレキシブルな雇用戦略と、その後のルクセンブルクサミットにおける雇用戦略の四つのガイドラインを反映したものである。それは、労働者のエンプロイアビリティ、企業の適応性、企業家精神、そしてジェンダー平等からなる。そこではジェンダー平等が第四の柱として明記されているが、それは、しだいに雇用戦略の枠組みに規定されることになった⁽⁹⁾。

(2) 労働のフレキシビリティの二つの意味

以上に見られるように、労働のフレキシビリティは両義的であり、それがまた「ワーク・ライフ・バランス」政策をめぐる異なる言説を生みだしていると考えられる。すなわち、一方では、ケアに関するジェンダー平等を通じた「ワーク・ライフ・バランス」、他方では、多様な働き方を自由に「選択」という、雇用政策中心の言説である⁽¹⁰⁾。ここでは、このような二つのフレキシビリティが、われわれの「仕事と生活の調和」に対して、どのようなインプリケーションをもっているのかについて整理しておこう。

① 第一の「労働のフレキシビリティ」——「柔軟性の権利」

一つは、有給の出産休暇、職場復帰する権利、さらに育児休暇などの「労働のフレキシビリティ」について。ヒュー・コリンズはこのようなフレキシビリティを労働の「柔軟性の権利」(Collins 2005: 124)と呼んで、現代の「ワーク・ライフ・バランス」政策の中に、労働者が「柔軟性の権利」を獲得することによって、自らの手に労働の「自律性」を取り戻し、「雇用法の法的構造を

(8) EUではすでに、1970年代の終わりに、「仕事と家庭生活」の調和への言及がある。ただし、それは、「家庭責任を有する女性の就業を可能にするための一手段」(宮崎 2005: 24)という位置付けであった。EUにおけるジェンダー平等が雇用政策に取り込まれる過程については、Strategaki (2004)、原 (2009) を参照。

(9) EUにおけるCooptationについては、Strategaki (2004)、EU雇用戦略については、Rubery (2002) を参照。

(10) わが国におけるワーク・ライフ・バランス政策論争については、山口・樋口 (編) (2008) が詳しい。その批判的検討は、原 (2011) 参照。

転換する潜在的効果」（*ibid.*：124）を見る。E. P. トムスンもまた、18世紀から19世紀のイギリスにおける「労働規律（work-discipline）」の形成を分析して次のように述べている。つまり、18世紀の農村社会では時間は「仕事に方向づけられていた（task-oriented）」。¹¹そこでは労働と生活の境目は曖昧であり、時間で区切られた労働よりも、「人間的で包括的な労働」が行われていた（*ibid.*）。だが工場制度の確立とともに、労働者に「時間の節約（time thrift）」のプロパガンダが向けられ続ける。こうして資本主義の「労働の規律」が形作られた、と。つまり、「仕事と家庭生活の調和」という問題は、資本主義が孕むわれわれにとっての根本問題ということである。有給の出産休暇や職場復帰する権利、さらに育児休暇などを、労働者が労働の「柔軟性」を取り戻す「最初の一步」（Collins 2003: 92）とみなすコリンズの見解は、一方で「ワーク・ライフ・バランス」の歴史的意味を主張する点において、他方で、それがジェンダー平等の視点と不可欠であるとする点において極めて示唆的である¹¹。

②第二の「労働のフレキシビリティ」——非正規労働と「多様な働き方」

もう一つのフレキシビリティは、「ワーク・ライフ・バランス」における自律的個人の「選択」による「多様な働き方」と言われるものである。例えばロンドンに本拠をおく人的資源管理の研究、CIPD（Chartered Institute of Personnel and Development）の報告書、*Flexible Working: The Implementation Challenge*, 2005.によれば、「多様な働き方」として「数量的フレキシビリティ」、「機能的フレキシビリティ」そして「フレキシブルな働き方」の三つが挙げられている。「数量的フレキシビリティ」とは、契約社員、パート労働や派遣労働などの有期雇用労働者によって、企業が必要な労働力の調整をその都度行うということ、「機能的フレキシビリティ」とは、広範な仕事に適応できるように労働者に職業訓練を行うこと、そして「フレキシブルな働き方」とは労働時間、作業場、労働パターンの管理である¹²。

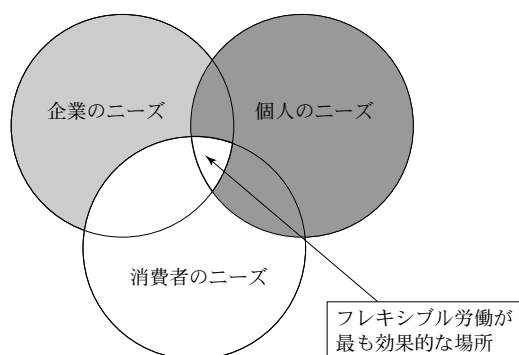
このようなフレキシビリティは、全体として、1980年代後半から始まる労働市場の規制緩和による、働き方の変化を指すものである。上記、CIPDの報告書の序文「レトリックから現実へ」では、女性の労働市場参加率の上昇、ケア責任の問題、優秀な能力を求める企業の競争、技術の変化、そして何よりも24時間体制の消費者へのサービスの供給のために、「ビジネスはフレキシブルな働き方が不可避であることを認識しはじめている」（*ibid.*：4）と述べる。図1に見られるように、フレキシブル労働によって、企業の必要、個人の必要、そして消費者の必要が最も効果的に結びつく¹³とされている。すなわち、この図は「ワーク・ライフ・バランス」を実現する「フレキシブル労働の最適状況」を表している、とされる。

しかしこのようなフレキシビリティは、現実にはわれわれの生活にどのような影響をもたらすのだろうか。まず資本主義における社会生活と労働との関係について、クリスティーン・エヴァリンハ

(11) コリンズは主として、有給の育児休業や出産休暇、職場を離れる権利などについて述べているのであるが、非正規労働の働き方に対しても、同一労働同一賃金原則を踏まえて、労働法（コリンズによれば雇用法）による保障があれば、あらたな「柔軟性への権利」をもつ可能性がある¹⁴と論じている。

(12) わが国においては、すでに1995年に、日経連が『新時代の「日本の経営」』を発表している。それは、それまでに個々の民間大企業で行われた改革を総括し、雇用・賃金改革の具体的指針を表したものであるが、最も有名なのは、多様な働き方として、非正規労働に関する「雇用のポートフォリオ論」を展開したことである。

図1 「フレキシブル労働の最適状況」



出所) CIPD (2005), p11. より著者作成。

ムによる以下の叙述を見ておこう。

「産業社会における労働秩序は、家庭から生産を引き離して、社会生活 (social life) を二分化した。一つは公的領域にもう一つは私的領域に。労働に費やされる時間は賃金と引き換えに雇用者に割り当てられた時間とみなされ、私的領域で消費される時間は自由 (free) な時間となる。」(Everingham 2002: 338)

エヴァリンハムによれば、われわれの社会時間は、時計「時間」で測られる公的領域と、

「自由」な「生きられた時間 (time lived)」からなる私的領域に、二分化されることになる。これは、前述のE. P. トムスンによる「労働規律」の形成による「仕事と家庭生活」の分離という考え方をさらに、市場と家族という公私の問題に置き換えたものである。資本主義における雇用主は、このような前提のもとで、賃労働者の労働力を賃金と引き換えに獲得するとともに、標準労働日をもとに労働時間管理をおこなう。そこから、標準労働日を超えた労働時間に対する「割り増し手当」という規定も出てくる。ここでは「時間」が最も重要な要因となる。

ところが、非正規労働の登場によって、生産性の上昇や消費者へのサービス供給の拡大のためというレトリックのもとで、「時間」はますます「操作可能な変数」(Rubery et al. 2005: 89) として扱われるようになる。その結果「標準的労働時間モデル」は浸食され、労働時間自体が「商品化」(ibid.) されるようになった。すなわち「労働のフレキシビリティ (flexibility)」はさらに労働の「一時性 (temporality)」(ibid.: 89) とも呼ばれる状況を作り出している。ルベリらは、イギリスの私的事業所、公的事業所、金融機関の6社を選んで、経営者と労働者にインタビューを行った調査結果を公表しているのであるが、ほとんどの事業所で、正規労働にも非正規労働にも、労働強化と労働時間延長が見られたと述べている。また特徴的なのは、標準労働時間の規制を免れるために、下級管理職を増大させていることである (ibid.)。上述のエヴァリンハムの「社会生活」の二分化に照らせば、残業手当の未払いによって、「労働規律」が本来の「自由」な生活時間を浸食しているということである。つまり、このような第二のフレキシビリティによって、われわれの生活全体が、仕事を律する「労働規律」によってフレキシブルに覆われることになる。

これは、例えば、自律した個人の自由な「選択」というレトリックで説明される主婦のパート労働の事例を見れば明らかである。低賃金のために二つ以上の仕事を掛け持ちする複数就業 (マルチ・ジョブホルダー) の存在や、本田 (2010) がわが国における主婦パート労働の豊富な事例にもとづいて描き出しているように、「家事や育児に追われて、残業を忌避する立場にいる主婦パートが、サービス残業に応じさせられている。企業は、本来支払わねばならない残業時間の時給や割増分を、主婦パートの手には渡さない」(同上: 59)。すなわち、パートの残業は、一日8時間を超えるまでは割増なしの賃金となる。例えば、一日4時間働く主婦パートは、あと4時間残業して

も割増はつかないというのだ。さらに驚くべきことに、UIゼンセン同盟が2006年に行った調査によれば、主婦パートの5.5%は賃金が支払われない「サービス残業」を頻繁におこない、22.9%が「たまにサービス残業」を行っている。「主婦パートの一カ月のサービス残業時間は平均で8.0時間にのぼるという」（同上）。これはまさに、労働のフレキシビリティによって、家庭生活時間が「タダ」で奪われるとともに⁽¹³⁾、仕事と家庭生活のリズムが、企業によって管理されていることを表している。そして、彼女らの置かれた不安定な状況は、直接に、その背後の子どもの生活を規定することになる⁽¹⁴⁾。

（3）働く女性の「タイム・バインド」とケアの不足・子どもの貧困

以上に見られるように、「ワーク・ライフ・バランス」の重要な概念は「労働のフレキシビリティ」であった。しかし、それは二つの異なる論理をもっていた。一つは、有給の育児休業や職場を離れる権利などである。それは、ケアに対する公的責任を明確にすることによってジェンダー平等を推進するとともに、コリンズが言うように、働く者たちが「柔軟性の権利」を獲得する「第一歩」とみなすことができるだろう。しかし他方、もう一つの「労働のフレキシビリティ」は、1980年代後半以降の労働市場の規制緩和が生みだした、非正規労働の働き方を指すものであった。例えば、それは、生活維持のためのパート労働であっても、自律した個人の「自由な選択」という個人主義的な論理で説明される。ケアや介護の責任のある人々もまた、仕事との両立を可能にする「多様な働き方」を自由に選ぶことができるというのだ。

そして、さらに重要なのは、前節で検討した社会的投資アプローチとワークフェア政策もまた、「ワーク・ライフ・バランス」と労働のフレキシビリティに支えられていることである。すでに見たように、イギリス、ニューレーパーは「第三の道」における社会的投資アプローチによって子どもの貧困削減を掲げた。それは「契約による貧困からの脱出」という方法によって、一人親の母親の就労を促進した。社会的投資アプローチとワークフェアによる「福祉の契約主義」は、「ワーク・ライフ・バランス」における労働市場の規制緩和（「多様な働き方」を可能にする非正規化）と結びつくことになる。その結果、確かに、一方で、子どもの貧困率削減が進んだ。しかし他方、所得格差は拡大した。ここには二つの問題が含まれている。すでに述べたように、一つは、働く母親（とりわけ一人親の女性たち）は労働市場のマージナルな位置、すなわちパートなどの非正規労働に甘んじることによって、ワーキングプアとして滞留しているということ。もう一つは、そのよ

(13) Everingham (2002) 参照。エヴァリンハムは、コリンズと同様に、フレキシビリティのオルタナティブを模索している。そこでは、18世紀に生活過程のリズムを規定していた「農耕時間 (agricultural time)」（E.P. トムスン）とそれが「生きられた時間 (time lived)」（*ibid.*）であったことが重視されている。

(14) 本田 (2010) には、主婦パートのおかれた実態が生々しく描かれていて、興味深い。主婦パート労働の子どもが、保育所への入所も後回しにされて次のような悲劇が生じている。これは、非正規であるが故に、公立保育園への入所資格をもたない経済的に差し迫っている主婦パートのおかれた不安定な状況、ストレス、そして子どもの貧困をあらわしている。「一歳の子どもが市立保育所へ入所できず、やむなく五倍もの料金がかかる民間保育所に入れた神奈川県逗子市の主婦が、市立保育園の対外関係の担当者に『死ね死ね……』『殺す殺す……』などという脅迫メールを一万回近くも送信し、逮捕された（「産経新聞・神奈川地域ニュース」2008年1月13日配信）」（同上：127）。われわれは、この事件を、特殊な事例であると片づけることはできないだろう。

うな非正規労働は、不安定でフレキシブルな状況のもとで、仕事時間と生活時間の「タイム・バインド（板挟み状態）」（ホックシールド 2012）に直面しているということである。もちろん、労働のフレキシビリティによる労務管理は、非正規労働者だけではなくて、正規労働者にも深刻な事態を招いている。しかし、労働の「一時化」、労働時間の「商品化」（Rubery 2005）ともいえるようなフレキシブルな時間管理は、非正規労働に対してより強くあらわれている。

例えばテス・リッジ（Ridge 2009）は、「雇用こそは、不利な状態にある子どもたちとその家族の利益になる」というニューレーバーのワークフェア政策を検証するために、一人親の低所得家庭に対して、2003年から2007年にかけてインタビュー調査をおこなった。そこで取り上げられたのは、50人の一人親の母親と61人からなる子どもたちである。特徴的であるのは、第一に、母親たちの就労がきわめて不安定なことである。彼女たちは、雇用と失業の間を行きつ戻りつしながら、「生活保護と就労の間のサイクル」（*ibid.*: 504）を描いている。ニューレーバーは、子どもの貧困対策として、ワークフェアによる就労の促進と、make work pay政策、すなわち、所得控除（就労タックス・クレジットと児童タックス・クレジット）を組み合わせる政策をとった。その結果、彼女たちは、就労時は雇用による低収入と所得控除、失業時は生活保護に頼る不安定な生活をおくっている。インタビューに応じた子どもたちもまた、母親が雇用についた時は喜び、失業した時は、再び社会的剥奪状況に陥ることへの不安とともに、母親のことを気遣うという経済的にも精神的にも不安定な生活を送っている。

第二に特徴的であるのは、母親たちが就労している場合であっても、相応の「コスト」が生じていることである（*ibid.*: 506）。それは、ケアの時間の不足とケアの質の低下の問題である。子どもたちは、母親の労働の種類とは関係なく、母親が仕事のために疲れて、ストレスを感じていること、職場でいじめにあっていることなどを絶えず気遣い、不安定な心理状態にある（*ibid.*）。事実、リッジがインタビューした母親のなかには、「病気」や職場での「いじめ」そして「鬱」のために、仕事を離れた女性が多く含まれている。そのうちの一人は、四つの仕事を掛け持ちする複数就業者であった。つまり、一人親の母親たちは、ケアと就労の責任をこなすために、その多くがパートなどの非正規労働についている。その結果、家庭でのケアにたいしても、保育施設でのケアにたいしても、不利な状況に陥る。非正規労働は、低所得に加えて、そのタイムスケジュールの不安定性によって、安定したケアの困難に直面しているのである。

アーリー・ラッセル・ホックシールド（2012）がフォーチュン紙に選ばれたトップ500社の一つであり、アメリカにおける先進的なワーク・ライフ・バランス施策を行っている企業アメリコ社（仮名）の調査で明らかにしたように、働く女性は「タイム・バインド（時間の板挟み状態）」と生活時間の「テイラー主義化」に陥っている⁽¹⁵⁾。そして、ポーコック（2011）がオーストラリアの

(15) ホックシールドは、アメリカでもっとも「ワーク・ライフ・バランス」施策が進んでいるアメルコ社（仮名）を3年間かけてインタビュー調査するのであるが、短時間勤務や、ジョブシェアリング、在宅勤務制度やフレックスタイム制度の利用者があまりに少ない状況に困惑する。13歳以下の子をもつ全従業員のうち、それらの施策を利用している割合が、それぞれ、3%、1%、1%、30%である。しかし、最後のフレックスタイム制度については、生まれたばかりの子をもつ父親の多くがインフォーマルな育児休暇をとる一方で、公式の休暇を取ったと記録されている男性はアメリコ社全体でたった一人だけというのである。

状況を描いたように、母親とその子どもたちは「お金をとるか、時間をとるか」（ポーコック 2011）迫られている。つまり、「生きられた時間（time lived）」であるはずの家庭生活とケアの時間は、効率性にもとづく「テイラー主義」に管理されることによって、ケア時間の不足とケアの質の低下が生じているのである。

おわりに

われわれの生活は、仕事と家庭生活からなっている。仕事を支配するのは「労働規律」（E. P. Thompson 1991）だが、家庭生活を支配するのは「生きられた時間（time lived）」（*ibid.*）である。しかし、労働市場の非正規化のもとで、労働のフレキシビリティは労働時間自体を「商品化」する様相を呈している。アメリカでは、1997年に、「ゼロ・ドラッグ」という新しい用語が、シリコンバレーに誕生した。それは「摩擦のない状態」すなわち、「ある仕事から他の仕事へと簡単に変わってくれる作業員」を指している（ホックシールド 2012：12）。労働市場の規制緩和による、このような非正規労働という働き方の増大によって、仕事の論理は家庭生活に侵入し、生活時間の「テイラー主義化」（ホックシールド）が進んでいる。正規労働の場合も非正規労働の場合も同様の事態であるが、本稿で見たように、家庭でのケアと就労の両方の責任をになう、とりわけ一人親の女性のおかれた状況は、典型的である。そしてそれは、直接に、所得とともにケアの不足をとおして、子どもの貧困としてあらわれる。

本稿では、このような子どもの貧困の問題を、福祉国家の変容過程との関連で考察した。ここで注目したのは、1980年代以降、一人親の女性と子どもの貧困が政治的に緊急の課題として取り上げられた事例である。それは、イギリス労働党の「第三の道」による社会的投資アプローチとワークフェア政策に典型的であった。筆者の問題関心は、このような「公正と効率性の新たな同盟」（ギデンズ）をめざす社会的投資アプローチが現在においてもなお、福祉国家の主流の考え方をなしていると考えられることと、深刻な子どもの貧困に対して、その政策指針が何をなしえるのかを検討したいということであった。以下、本稿の内容をまとめることにしよう。

第一に、福祉国家の変容の理念は「福祉の契約主義」である。「1」ではその思想を、アメリカ「ニューライト」における「福祉から就労へ（welfare to work）」と、イギリス「第三の道」の社会的投資アプローチの中に見た。周知のように、前者はアメリカ新保守主義の政策指針であり、後者は、イギリス、ニューレーバーの政策指針である。したがって、両者は政治的コンテキストを異にする。しかし、一人親とその子どもたちを、政治的にも政策的にも最重要課題としてとりあげるといって、そして彼らの福祉からの離脱を、国家と市民としての個人の権利と義務の関係（福祉の契約主義）によって根拠づける点で共通であった。そこでとられる政策概念は、「契約」と自律した個人の「選択」であった。

第二に、社会的投資アプローチとワークフェア政策による、子どもの貧困対策が、実際には、「ワーク・ライフ・バランス」政策と連携していることを見た。両者をつなぐのは、「福祉の契約主義」と労働市場の市場主義化、すなわち規制緩和であった。社会的投資アプローチは、子どもの貧困対策、とくに一人親の子どもたちに焦点をあてるものである。ワークフェアによって、一人親は

福祉と就労「機会」の提供にたいして、労働する「義務」を負う。ここで、家庭生活でのケアと就労の両方を担う、一人親の女性たちは、「ワーク・ライフ・バランス」政策における「多様な働き方」を保障するという「労働のフレキシビリティ」、すなわちパート労働などの非正規労働につくことになる。そこでは、仕事の論理である「労働規律」が家庭生活時間の「テイラー主義化」を生みだして、その結果、ケアの不足と子どもの貧困が生じることを見た。

最後に、若干の展望を述べてみたい。

第一に、本稿で見たように社会的投資アプローチは現実には、イギリスにおける子どもの相対的貧困状況を改善した。しかし、問題は一人親の子どもの貧困の数値は依然として深刻な状況であることと、所得格差は拡大したことである。ここでは平等をいかに考えるかが重要になってくる。社会的投資アプローチにおける平等は、社会的包摂という概念で表される。すなわち、貧困な子どもたち、剥奪されたコミュニティを、社会的に包摂して、最低所得保障をおこなうことを意味する。しかし、「第三の道」のように、低賃金の女性（とくに一人親）を労働市場のマージナルな状況におくことになる。それが所得格差拡大としてあらわれる。1997年の「社会的排除防止局（SEU）」の設置に対して、54人の社会科学の教授たちが、*Financial Times*への手紙の中で述べた言葉のもつ含意は重要である。彼らは、一方で、SEUの設置を歓迎しながらも、他方で、「所得の再分配」への取り組みが行われていなければ、後ろ手に縛られたまま政策を遂行するようなものであるという（Stewart, Sefton, and Hills 2009: 9）。まさに構造的な不平等に手を付けずに、どのようにして社会的排除をなくすのかが、問われているのである。

第二に、本稿で重視した、子どもの貧困は、所得のみによって表わすことができない。前述のように、テス・リッジのインタビュー調査のなかで、四つの仕事をマルチにこなした果てに、病気で仕事を辞める一人親や、サービス残業が常態のパート労働の女性たちは、「労働規律」によって、生活時間を奪われている。ホックシールドは、われわれの生活の「第一のシフト（職場での仕事）」の時間が増え、「第二のシフト（家での仕事）」は前よりも慌ただしく合理化されるものとなった。そして今や、「第三のシフト」が必要となったと述べた。「第三のシフト」とは、「圧縮された第二のシフトがもたらす感情的な帰結に注意を向け、理解し、対処することである」（ホックシールド 2012: 324-5）。そこでは、ケア労働の意味が問われることになる。ケアは市場労働とは異なっており、効率性や生産性の論理では測れない。それは、関係性や感情を重要な要素としている（Folbre 1994, England and Folbre 1999, Folbre and Himmelweit 2000）。われわれは今や、所得のみならず、ケアの不足に陥っている人々に、「時間の再配分」（Campbell 2006）をおこなう必要があるのではないか。それは、ケアサービスに対する公的責任を明確にすることである。

（はら・のぶこ 法政大学経済学部教授）

【参考文献】

- 江沢あや（2012）「アメリカの福祉改革 福祉退出者研究の教訓と洞察」大原社会問題研究所／原伸子〔編著〕『福祉国家と家族』法政大学出版局。
- エスピン＝アンデルセン、イエスタ（2011）大沢真理監訳『平等と効率の福祉革命 新しい女性の役割』岩波書店（Esping-Andersen, Gosta, *The Incomplete Revolution Adapting to Women's New Right*, Cambridge: Polity Press, 2009）。

- ギデンス, アンソニー（1999）佐和隆光訳『第三の道 効率と公正の新たな同盟』（Giddens, Anthony, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press, 1998.）
- 原伸子（2008）「福祉国家と家族政策の『主流』化」『大原社会問題研究所雑誌』No.594, 1-18頁。
- 原伸子（2009）「福祉国家の『変容』と『ワーク・ライフ・バランス』の論理—雇用・家族・ジェンダー」『季刊 経済理論』第45巻第4号, 45-56頁。
- 原伸子（2011）「ワーク・ライフ・バランス政策の論理—批判的考察」『経済志林』第78巻4号, 165-194頁。
- 原伸子（2012）「福祉国家の変容と家族政策—公私二分法とジェンダー平等」大原社会問題研究所／原伸子〔編著〕『福祉国家と家族』法政大学出版局。
- ポーコック, バーバラ（2011）中里英樹／市井礼奈訳『親の仕事と子どものホンネ』岩波書店（Pocock, Barbara, *The Labour Market Ate My Babies: Work, Children and a Sustainable Future*, Annandale, NSW: Federation Press, 2006.）
- ホックシールド, アーリー・ラッセル（2012）坂口緑・中野聡子・両角道代訳『タイム・バインド 働く母親のワークライフバランス』明石書店（Hochschild, Arlie Russell, *The Time Bind, When Work Becomes Home and Home Becomes Work*, 1997.）
- 本田一成（2010）『主婦パート 最大の非正規雇用』集英社新書。
- 宮崎由佳（2005）「EUにおけるジェンダー平等へのアプローチ」『労働法律旬報』第1609号, 15-27頁。
- 山口一男・樋口美雄編（2008）『論争日本のワーク・ライフ・バランス』日本経済新聞社。
- Blair, Tony（1996）*New Britain: My Vision of a Young Country*, London: Fourth Estate.
- Brown, Gordon（1994）*Fair is Efficiency*, Fabian pamphlet.
- Campbell, Mary（2006）“New Labour and the Redistribution of Time”, *The Political Quarterly*, Vol.77, No. 2, April-June, 255-264.
- CIPD（2005）*Flexible Working: The Implementation Challenge*, Chartered Institute of Personnel and Development, London.
- Collins, Hugh（2003）*Employment Law*, Oxford: Oxford University Press（イギリス労働法研究会訳『イギリス雇用法』成文堂, 2008年）。
- Collins, Hugh（2005）“The Right of Flexibility”, in Conaghan, Joanne and Rittich, Kerry（eds.）*Labour Law, Work, and Family Critical and Comparative Perspective*, Oxford, New York: Oxford University Press.
- Daly, Mary and Saraceno, Chiara（2002）‘Social exclusion and gender relations’, in Barbara Hobson, Jane Lewis and Birte Siim（eds.）, *Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Cheltenham. UK・Northampton, MA, USA: Edward Elger, 84-104.
- Department for Social Security（1999）*Opportunity for All: Tackling Poverty and Social Exclusion*, London, DSS.
- England, Paula and Nancy Folbre（1999）“Who Should Pay for the Kids?”, *Annals, AAPSS*, May.
- Everingham, Christine（2002）“Engendering Time: Gender equality and discourses of workplace flexibility”, *Time & Society*, 11（2/3）, 335-349.
- Field, Frank（1989）*Losing Out: the Emregence of Britain's Underclass*, London: Blackwell.
- Folbre, Nancy（1994）“Children as Public Goods”, *AEA PAPERS AND PROCEEDINGS*. May.
- Folbre, Nancy and Susan Himmelweit,（2000）“Introduction, Children and Family Policy: A Feminist Issue”, *Feminist Economics*,（1）, 1-3.
- Gerhard, U, Knijn, Trudie and Jane Lewis,（2002）‘Contractualization’, in Hobson, Barbara, Lewis, Jane and Birte Siim,（eds.）, *Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Cheltenham and Northampton : Edward Elger. pp.105-140.
- Hills, John, Sefton Tom, and Kitty Stewart（2007）*Towards a More Equal Society? Poverty, Inequality and Policy since 1997*, Bristol: The Policy Press.
- Hobson, Barbara, Lewis, Jane and Birte Siim（2002）*Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Cheltenham UK and Northampton, MA, USA: Edward Elgar.

- The IEA Health and Welfare Unit (1996) *Charles Murray and the Underclass: The Developing Debate, Choice in Welfare* No.33.
- Jones, Margaret and Rodney Lowe (2002) *From Beveridge to Blair*, Manchester and New York: Manchester University Press.
- Lewis, Jane (eds.) (2006) *Children, Changing Families and Welfare States*, Cheltenham, UK • Northampton, MA, USA: Edward Elgar.
- Lister, Ruth (2004) 'The Third Way's Social Investment State', in Lewis, Jane and Rebecca Surender, (eds.), *Welfare State Change: Towards a Third Way?*, Oxford: Oxford University Press.
- Lister, Ruth (2006) 'An agenda for children: investing in the future or promoting well-being in the present?', in Jane Lewis (ed.), *Children, Changing Families and Welfare States*, Cheltenham, UK • Northampton, MA, USA: Edward Elgar, 51-66.
- Mead, Lawrence (1986) *Beyond Entitlement: The Social Obligation of Citizenship*, New York: Free Press.
- Mead, Lawrence (ed.) (1997) *The New Paternalism*, Washington, DC: Brookings Institute.
- Mead, Lawrence and Christopher Beem (2005) *Welfare Reform and Political Theory*, New York: Russell Sage Foundation.
- Milliband, Edward (2005) 'Does inequality matter?', in Giddens, Anthony and P. Diamond (eds.), *The New Egalitarianism*, London: Home Office.
- Murray, Charles (1984) *Losing Ground, American Social Policy 1950-1980*, New York: Basic Books.
- Ridge, Tess (2009) "It Didn't Always Work': Low-Income Children's Experiences of Changes in Mother's Working Patterns in the UK", *Social Policy & Society*, 8:4, 503-513.
- Rubery, Jill (2002) 'Gender mainstreaming and gender equality in the EU: the impact of the EU employment strategy', *Industrial Relations Journal*. 33.5, 500-522.
- Rubery, Jill, et al. (2005) "Working Time, Industrial Relations and the Employment Relationship", *Time & Society*, 14(1), 89-111.
- Stewart, Kitty (2009a) 'A scar on the soul of Britain': child poverty and disadvantage under New Labour, in Hills, John, Tom Sefton and Stewart Kitty (eds.), *Towards a More Equal Society: Poverty, in equality and policy since 1997*, Bristol: The Policy Press, 47-69.
- Stewart, Kitty (2009b) "Labour's Record on Inequality and the New Opportunities White Paper, *The Political Quarterly*, Vol. 80, No. 3, July-September, 427-433.
- Stewart, Kitty, Sefton, Tom and John Hill (2009) 'Introduction', in Hills, John, Sefton, Tom and Kitty Stewart, *Towards a More Equal Society? Poverty, inequality and policy since 1997*, Bristol: The Policy Press, 1-18.
- Strategaki, Maria (2004) 'The Cooptation of Gender Concepts in EU Policies: The Case of 'Reconciliation of Work and Family'', *Social Politics*, Spring 2004, 30-56.
- Taylor-Gooby, Peter (ed.) (2004) *New Risks, New Welfare: Transformation of the European Welfare State*, New York :Oxford University Press.
- Thompson, Edward.P (1991) *Customs in Common*, Hammondsworth: Penguin Books.
- White, Stuart (2003) *The Civic Minimum: on the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, New York: Oxford University Press.
- White, Stuart (2004) 'Welfare Philosophy and the Third Way', in Lewis, Jane and Rebecca Surender, (eds.) *Welfare State Change: Towards a Third Way*, Oxford: Oxford University Press.